

報告記



2016年IFRSカンファランス (チューリッヒ) 報告

日本公認会計士協会 研究員

またべ たかし

又邊 崇

日本公認会計士協会 調査役

むらやま はな

村山 華

I はじめに

国際財務報告基準(IFRS)財団主催のIFRSカンファランスが2016年6月30日と7月1日の両日にわたり、チューリッヒで開催された。カンファランスは、① Hans Hoogervorst国際会計基準審議会(IASB)議長のスピーチ、②Mark Bransonスイス金融市場監督庁(FINMA)CEOの基調講演、③IASBアップデート、④首尾一貫した適用(パネル・ディスカッション)、⑤企業報告の将来(パネル・ディスカッション)、⑥特別セッション(投資家に焦点を置いたIFRSワークショップ・開示に関する取組みフォーラム)、⑦ブレイクアウト・セッション(リース・収益認識・概念フレームワーク・のれん及び減損等)から成り、本稿では①から⑤の主な内容を紹介する。

II Hoogervorst IASB議長のスピーチ

Hoogervorst IASB議長は「より良いコミュニケーション」と題するスピーチを行った¹。主な内容は以下のとおりである。

1 グローバルなアドプション

IASBの調査によると、対象となる143



の法域のうち、およそ120の法域で、すべて又はほとんどの公的説明責任のある企業に、IFRSの使用が要求されているⁱⁱ。IFRSは、欧州のほぼすべて、ラテン・アメリカ、カナダ、アフリカの多くの領域、中東、アジア・オセアニアで要求されており、世界の金融市場で最も幅広く適用されている。

IFRSを完全にアドプションしていない法域のほぼすべては、IFRSの任意適用を容認している。例えば、スイスはIFRSを要求しておらず、120の適用法域には含まれていないが、スイス主要市場に上場する過半数の企業は、IASBが公表したIFRSの使用を選択している。日本も同様の位置付けであり、130社を超える日本企業が、IFRSを任意適用済み、又は適用予定を公表しており、東京証券取引所の時価総額の30%超を占める。

G20のうち、中国、インド、インドネシア

の状況は似通っており、中国とインドネシアはIFRSへの完全なコンバージェンスを達成するコミットメントを再確認している。米国では、短期的には主要な進展は期待できないが、米国株式市場の外国登録企業は、IFRSの使用が可能である。

方向性は明確であり、IFRSをアドプションしていない国が完全にアドプションするのにかかる時間に、思い悩む必要はない。

2 改善された品質

世界がIFRSのアドプションに忙しい中、IASBは、世界中の基準設定主体と緊密に連携するなど、IFRSの品質を実質的に改善するため、懸命に作業を行ってきた。これにより、世界中から収集された最善の考えがグローバル基準となった。

主要なプロジェクトである金融商品、リース、収益認識は完了し、新保険契約基準も完了しつつある。関係者はこの継続的な変化に対処しなければならないが、これらは、財務報告の品質を高める実質的な改善であり、これで構造的な作業の多くが完了したといえる。

採掘産業、料金規制など、いまだにIFRSには欠陥がある。今後、何年かは、このもはや長続きしない基準を、引き続き更新することになるが、これらの変更による混乱は、過去10年の主要基準の変更よりも小さいはずである。

3 より良いコミュニケーション

主要プロジェクトの多くが完了し、世界の大部分が完全にIFRSをアドプションすると、今後のことが議論となる。IASBは、アジェンダ協議を通じて、フィードバックを求めた。また、会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)やIFRS諮問会議を含む、様々な諮問会議体と協議を行った。

IFRSは高品質であると幅広く認識されており、認識及び測定の観点での付加

価値には、深刻な異議は聞かれていない。IFRSに準拠している財務情報は、財務報告がコミュニケーションの目的を達成するのに必要であるが、十分ではない。

作成者は、財務報告について、コンプライアンスの行使が多すぎると経験することがあり、投資家は、財務諸表が十分に明確な方法で業績を描写していないと考えることがある。

チェック方式の開示や、体系立てて表示されていない膨大な財務データによって、価値のある情報が追いやられる。さらに、作成者は、IFRSに基づかない代替的業績指標(APM)を、投資家に示している。APMは、利用者にとって入手するのは容易であるが、現実よりもバラ色の未来を常に描き、ミスリードする可能性が高い。さらに、多くの企業が、サステナビリティなどの非財務情報を表示している。投資家にとって、多くの情報から主要部分を見出すことは、困難である場合が多い。

したがってIASBは、財務諸表のコミュニケーションの効率性を高めるために、さらに作業を行う必要がある。そのため、「より良いコミュニケーション」が、今後、数年間のIASBの作業の中心テーマとなる。財務諸表を可能な限り明確に伝達するため、財務情報をいかに表示し、いかにグループ化し、いかなる様式で利用可能とするかを新たに検討する。

4 作業の流れ

(1) 基本財務諸表

財務諸表のコミュニケーションを改善する、IASBによる作業の中核の1つに、基本財務諸表プロジェクトがある。本プロジェクトは潜在的に、財務諸表本体とは何かの手直しとなる。焦点は、財務業績計算書(純損益及びその他の包括利益計算書)、キャッシュ・フロー計算書、財政状態計算書の構造の改善である。

重大な質問は、IASBが小計の使用を

含めて、損益計算書の構造を、どの程度提供すべきかということである。現在、収益と純損益の表示は定めているが、その間の表示は定めていない。営業利益に関して、原則主義に基づく定義の開発を決定する可能性がある。また、EBITなど、一般に使用されている非GAAP用語を、IFRSの用語集に含める可能性もある。

多くの関係者は、概念フレームワーク・プロジェクトの完了後、その他の包括利益(OCI)に関するIASBの考えを、さらに開発するように求めている。現在OCIにある収益要素について、より良い位置付けを見つけることができる可能性もある。

(2) 開示に関する取組み

財務諸表のコミュニケーションを改善するもう1つの作業分野は、開示に関する取組みである。本プロジェクトでは、2013年の開始以降、開示を改善するために、既に、重要な変更を行っている。1つの例として、IAS第1号「財務諸表の表示」に対する修正があり、財務諸表で開示する情報を企業が決定する際に、判断を用いなければならないことが明確化された。この結果、作成者にとって、開示の質を改善し、開示の量を削減することが容易にならなければならない。

さらに、重要性の実務記述書が最終化の段階にありⁱⁱⁱ、異論の多い重要性の質問に対処する方法に関して、さらなるガイダンスを企業経営者に提供する。

資本の特性を有する金融商品(FICE)プロジェクトは、負債と資本の明確な区分を導くものである。複雑な金融商品の認識及び表示の要求事項を検討することで、コミュニケーションの改善に役立て、財政状態計算書と損益計算書の両方の目的適合性を高める必要がある。

(3) 電子報告

電子報告の分野もまた、IASBが実施

する、より良いコミュニケーションの作業の中心である。IASBは、長い間、IFRSタクソミ、すなわち、電子的に判読可能な様式で、財務諸表を整合的にタグ付けさせる、IFRS要求事項の分類システムを維持してきた。

多くの投資家は、電子メディアを通じて、IFRS情報を既に購入しており、この傾向は将来ますます広がるであろう。重大な質問は、IFRSがどの程度、広範な電子報告ニーズに合致可能か、合致すべきなのかということである。この質問は、損益計算書をさらに構造化する、潜在的な取組みと結び付く。

(4) 非財務報告

より良いコミュニケーションのテーマの最後に、IASBが非財務報告の領域で、どのような役割を果たすべきかという問題がある。多くの機関で非財務報告に関する取組みが行われている。例えば、国際統合報告評議会(IIRC)、グローバル・レポートング・イニシアティブ(GRI)、サステナビリティ会計基準審議会(SASB)、金融安定理事会の強化開示タスクフォースなどがある。非財務報告は、単一セットのグローバル基準の範囲からは削除されている。

IASBは非財務報告に、どの程度参加すべきであり、この取組みを主導すべきなのか。IASBの作業範囲を著しく拡大するつもりはないが、改めて見直す。

より良いコミュニケーションは、今後、数年間の包括的なテーマであり、かつ、創造性の源泉である。これがアジェンダ協議で受け取ったフィードバックの多くに対応することになり、願わくは、財務情報における意思決定の有用性の大きな改善となる。

5 適用の支援

IASB及びIFRS財団が、新基準や既存基準を適用する法域への支援におい

て、より積極的な役割を果たすことへの強い支持があると聞く。IASBは、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)、教育イニシアティブ、新基準の適用後レビュー(PIR)、新興経済グループ(EEG)などの、様々な協議体での作業を通じて、かなり多くの作業に着手している。

しかし、これらの機能は、IASB内のそれぞれ異なる部門に位置付けられており、さらに過去には、人的資源の制約により、最終基準の公表後は、プロジェクト・チームは解散してきた。そのため、プロジェクトに関する多くの知識と、基準に関連する知的財産は、効率的に把握されていない。

各法域の基準適用を支援する活動プログラムを組織化するチームを編成し、最も熟練したテクニカル・スタッフである、Henry Rees氏とPatrina Buchanan氏に、その主導を任せる。すべての関連する機能を、この新チームに移管し、今後、数年間の全体計画を開発する。

当該作業の一部は、IASB又はIFRS財団が直接行うが、他の側面は他者との協力により着手する。最近、証券監督者国際機構(IOSCO)とのプロトコル文書を更新しており、これはその良い例である。

6 まとめ

IASBは、世界中の基準設定主体の支援を受け、過去15年で多くのことを達成した。IFRSが高品質で、世界の多くの国で使用が要求されることで、当初の目的はほぼ満たされた。IASBは、財務諸表を、企業と投資家の間のより良いコミュニケーション・ツールとすること、かつ、IFRSを適用する法域に多大な支援を提供することに注力する。

III 基調講演

Bransonスイス金融市場監督庁(FINMA)CEOより、基調講演が行われた。Branson氏は、冒頭で、慎重性(ブルーデンス)が重要であること、負債と資本の区別は銀行にとって影響が大きいこと、開示に関する取組みに規制当局の観点を織り込む必要性を述べ、さらに、IFRSとUS GAAPのコンバージェンスの重要性、IFRS第9号「金融商品」(例えば、予想損失モデル)の複雑性に言及した。

スイスでは、US GAAPを採用している金融機関とIFRSを採用している金融機関があり、バーゼル委員会は、IFRSとUS GAAPのコンバージェンスを要望していることをBranson氏が発言したのに対し、Hoogervorst IASB議長は、スイス市場が、主要な金融機関に異なる基準の選択適用を認めていること自体に疑問を呈し、スイス市場でのコンバージェンスを望むと発言した。

IV IASBアップデート

本セッションでは、Hugh Shields IASB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターより、①2015年アジェンダ協議、②より良いコミュニケーション、③概念フレームワーク・プロジェクト、④他の主要なプロジェクト(保険契約・動的リスク管理・料金規制活動)、⑤適用活動、⑥最近公表された基準(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS第16号「リース」など)について説明が行われた。ここでは、①2015年アジェンダ協議についてのみ紹介する。

1 2015年アジェンダ協議に対する主要なコメント

IASBは、2015年8月、意見募集

「2015年アジェンダ協議」(コメント期限2015年12月31日)を公表し、基準設定・適用支援・リサーチの間の活動バランス、各リサーチ・プロジェクトの優先順位などを質問事項とした。それに対するコメントを取りまとめる形で、Shields氏より以下の説明が行われた。

- ・ 保険契約と概念フレームワークの完成に焦点を置くべきである。また、基準レベルのプロジェクトよりも、適用活動に注力すべきであり、重要な適用活動には、①新基準及び最近公表した基準に関する支援、②維持活動、③適用後レビューが含まれる。
- ・ 投資家にとって重要なプロジェクトである基本財務諸表と開示に関する取組みは、多くのコメント回答者にとっても優先順位の高いものであった。
- ・ IFRS第9号、IFRS第15号、IFRS第16号の適用にあたっては、相当なレベルの変更が求められることから、多くの回答者から、静寂期間を求めるコメントがあった。会計基準の変更は、すべての企業、特に、小規模企業には負担であり、作成者が報告プロセスとシステムを開発・改善できるように、また、利害関係者が新基準を適用できるように、ということが理由であった。

2 2017年-2021年の作業計画

- ・ これまでは、特定の取引に係る基準レベルのプロジェクトが行われてきたが、今後は、①財務諸表におけるより良いコミュニケーション、②適用及び首尾一貫した適用支援、③概念フレームワーク(改訂後)に基づき、かつ、基準間の整合性を図る基準設定、④現実的で達成可能なリサーチ・プログラムに焦点を置く。
- ・ リサーチ・プログラムの目的は、①問題が存在するか、②実務上の問題の原因となっているか、③実行可能な解

決策が識別可能かを確認するために必要な証拠を収集することである。また適宜、対応可能なプロジェクトを、基準レベルのプロジェクトに発展させることを目指している。

- ・ 活発なリサーチ・プロジェクトのうち、今後の中心テーマとなるのは、基本財務諸表と開示に関する取組みである。

3 今後のステップ

- ・ 作業計画は、2016年7月のIASB会議後にウェブサイトに掲載し^{iv}(リサーチ・プログラムの要約表は下図を参照)、受領したコメントに対するIASBの対応を要約したフィードバック文書を、2016年後半に公表する。

【2016年7月時点でのリサーチ・プログラム要約表】

1. 継続中のプロジェクト-既に開始しており、2017年から2021年の予測期間の開始時にまだ活動中である可能性の高いもの

- ・ 開示に関する取組み(開示原則)
- ・ 基本財務諸表
- ・ 共通支配下の企業結合
- ・ 動的リスク管理
- ・ 資本の特徴を有する金融商品
- ・ のれん及び減損

2. 完了に近いプロジェクト-6か月以内に完了する可能性が高いもの

- ・ 割引率
- ・ 株式に基づく報酬

3. 追加的な調査研究が計画されていないプロジェクト

- ・ 外貨換算取引
- ・ 高インフレ(IAS第29号の範囲に関する将来の実現可能性調査を除く。)
- ・ 法人所得税
- ・ 退職後給付(資産のリターンに依存する給付に関する将来の実現可能性調査を除く。)

4. パイプライン・プロジェクト-当初は活動中ではないが、2017年から2021年の予測期間中に作業を開始又は再開する可能性のあるもの

- ・ 他の活動に左右されるプロジェクト:持分法、排出物価格設定メカニズム、引当金(IAS第37号のレビュー)
- ・ 他のプロジェクト:採掘活動(無形資産・R&D活動のレビューは実施しない。)、変動及び条件付対価(新規)

5. 目標を絞った修正の開発が実現可能か否かを評価する実現可能性調査

- ・ 高インフレ-IAS第29号「超インフレ経済の財務報告」の範囲(新規)
- ・ 年金-資産のリターンに依存する給付(新規)
- ・ 子会社である中小企業-開示(新規)

出典:IASB(2016, Appendix A)に基づき筆者作成

V 首尾一貫した適用

Mary Tokar IASB理事の司会により、パネリストとして、監査人(英国)、欧州投資家、オランダ金融市場監督庁(AFM)、Lloyd IASB理事が参加して議論が行われた。主な議論は以下のとおりである。

1 主な議論

- ・ AFMより、原則主義の基準は、企業固有の状況を開示する機会を作成者に提供するが、作成者は判断のために細則を悪用してはならないこと、IASBは開示の目的を持ち込んで原則主義の基準とすることに満足するのではなく、開示の要求事項に関して、基準をより首尾一貫したものとすることにさらに注意を払うべきとの意見が述べられた。

- 上記発言に対して、Lloyd理事より、開示の要求事項に関して、IASBボード・メンバーへのガイダンス案を作成し、それを開示要求事項の起草の際に使用することで、基準間の整合性を図る予定であることが述べられた。
- 欧州投資家より、投資家の見解として、IASBがさらなる首尾一貫性と簡素化を目指すことを望むことが述べられた。
- 監査人より、多様性は必ずしも悪いわけではないこと、原則が首尾一貫して同様の取引に適用され、その上で判断が取引間で異なる場合は、どのような判断で結論に至ったかを経営者が説明することが述べられた。
- Torkar理事より、3つの主要な基準（収益認識・金融商品・リース）の発効日は、いずれも2018年又は2019年であるため、この時期は、首尾一貫した適用を確認する良い機会となることが述べられた。

2 カンファランス参加者への質問

議論の途中、適宜、Tokar理事よりカンファランス参加者に対して、質問が行われた。質問と回答結果は以下のとおりである（カンファランスの参加者は、あらかじめ配布されたデータ送信機器を使って回答し、その集計結果が即時にスクリーンに表示された。）。

【カンファランス参加者への質問】

質問：IASBによる既存の基準への維持管理をどのように考えるか？	
選択肢	回答率 (%)
過度である	16
少なすぎる	35
ほぼ適切である	49
質問：IASBによる新基準への適用支援をどのように考えるか？	

選択肢	回答率 (%)
過度である	8
少なすぎる	33
ほぼ適切である	59

VI 企業報告の将来

Gary Kabureck IASB理事の司会により、パネリストとして、IIRCのチーフ・ストラテジー・オフィサー、欧州利用者、欧州証券市場監督機構(ESMA)の企業報告チームのリーダー、Shields IASB エグゼクティブ・テクニカル・ディレクターが参加して議論が行われた。

1 無形資産

欧州利用者より、無形資産に関して、以下の点が述べられた。

- 投資家の観点から、企業の時価総額と純資産簿価の差額を、今まで気に掛けたことはない。投資家は企業価値を財務報告に求めることはなく、それは市場の役割である。投資家は財務諸表を、インプットとして利用している。
- 無形資産の例として「企業文化」が考えられるが、それを価値評価することは現実的ではない。
- 無形資産の償却は役に立たず、混乱を招き、比較可能性の制約となる。Warren Buffet氏は、2013年度株主へのレターで、①真剣な投資家は、無形資産の異なる性質を理解しなければならないこと、②一部の無形資産は、時の経過により減耗する一方、他の無形資産は少しも価値を失うことはないこと、③ソフトウェアの償却費は、本当の費用である一方、顧客関係は取得の会計で生じたものであり、その償却費は本来のコストではないにもかかわらず、会計基準上、両者の費用は区別されないことを述べて、非GAAP指標を

正当化している。

【カンファランス参加者への質問】

質問：Warren Buffet氏の2013年度株主へのレターでは、真剣な投資家は無形資産の異なる性質を理解しなければならないと記述されていた。ブランドや商標などの無形資産の償却は、どのように投資家にとって最も役立つと考えるか？

選択肢	回答率 (%)
償却の結果、帳簿価額は、当該資産の本質的価値を最もよく反映する	15
将来キャッシュ・フローの予測に資する情報を提供する	22
投資家の受託責任の解放において、投資家を支援する	8
投資家にとって役立つ	55

質問：自己創設無形資産と取得無形資産の両方を完全に認識することは、投資家を受託責任から解放するのに役立つか？

選択肢	回答率 (%)
強く同意	7
同意	16
同意／同意しないのいずれでもない	12
同意しない	34
強く同意しない	31

2 非GAAP指標

- Shields氏より、最近のある調査によると、非GAAP指標の開示は88%である一方、GAAP数値である純損益の表示は82%であることは皮肉な結果であり、IASBの開示に関する取組みで非GAAP指標の問題を検討すること、非GAAP指標に関連して、ESMAからAPMに関するガイドライン^v、

IOSCOから非GAAP指標に関するステートメント^{vi}がそれぞれ公表されていることが説明された。

- ESMAより、APMのガイダンスの公表は、APMでバラ色の将来を描こうとする作成者に対処するためであることが述べられた。
- 欧州利用者より、投資家はGAAP数値と非GAAP指標の間の調整の適切性を見るため、両数値の調整表が重要であることが指摘された。

【カンファランス参加者への質問】

質問：IFRS財務諸表は目的適合性を失っているか？	
選択肢	回答率 (%)
いいえ、全くそのようなことはない	35
はい、ある程度	53
はい、かなりの程度	4
はい、完全に	8
質問：代替的業績指標 (APM) に関して、IASBはどのような行動をとるべきか？	
選択肢	回答率 (%)
IFRS財務諸表での使用を禁止	7
企業が適切と考える、いずれのAPMも、IFRS財務諸表で公表することを容認	7
企業が適切と考える、いずれのAPMも、一定の要件を条件として、IFRS財務諸表で公表することを容認	50
APMが一定の要件を満たすことを要求するだけでなく、IFRS財務諸表でのAPMの使用を制限	36

3 非財務報告と企業報告

- IIRCのチーフ・ストラテジー・オフィサーより、企業報告の利害関係者は幅広く、投資家の需要は高まっていること、企業報告は事業モデルに影響を及ぼし、企業の行動様式を変えたことが述べられた。
- 上記発言を受けて、Shields氏より、IASBとIIRCの関係について、IASBとIIRCは覚書 (MoU) を締結しており、企業報告ダイアログに参加していること、評議員会の意見募集^{vii}において、IASBが企業報告に関して何らかの役割を果たすこと、あるいは、より積極的な役割を果たすことが問われたことが説明された。

【カンファランス参加者への質問】

質問：将来の企業の業績予測において、環境・社会・ガバナンス指標などの非財務諸表測定値の役割はいずれか？	
選択肢	回答率 (%)
IFRS財務諸表測定値よりも遥かに目的適合的	7
IFRS財務諸表測定値と同等に目的適合的	22
目的適合的だが、IFRS財務諸表測定値よりも遥かに目的適合的かそうではないかはわからない	38
IFRS財務諸表測定値よりも目的適合的でない	29
目的適合的でない	4
質問：企業報告の状況は分裂しており、価値の戦略的ドライバーから分断されているか？	
選択肢	回答率 (%)
強く同意	16

同意	35
同意しない	29
強く同意しない	4
わからない	16

VII おわりに

Hoogervorst IASB議長がスピーチで触れたように、今後のIASBの活動は、より良いコミュニケーションと適用支援に注力するとのことであり、その結果、営業利益などの、ある程度標準化された小計の表示により、財務情報における意思決定の有用性が大きく改善されるとともに、より首尾一貫した適用が促進されることが期待される。

<注>

- i IFRSカンファランス (チューリッヒ) におけるHoogervorst IASB議長のスピーチ原稿は、IFRS財団及びIASBウェブサイトに掲載されている (<http://www.ifrs.org/Features/Documents/2016/Hans-Hoogervorst-Zurich-Conference-2016.pdf>参照)。
- ii IFRS財団のIFRS法域プロフィールによると、2016年9月7日時点では、147の法域のうち122の法域で、すべて又はほとんどの公的説明責任のある企業にIFRSの使用が要求されている (IFRS財団及びIASBウェブサイト <http://www.ifrs.org/Alerts/Publication/Pages/IFRS-profiles-posted-for-liberia-malawi-namibia-and-timor-leste.aspx>参照)。
- iii IASBは2015年10月、公開草案「IFRS実務記述書：財務諸表への重要性の適用」を公表している (詳細は

川西(2016)参照)。2016年7月20日時点の本プロジェクトの作業計画のステータスは「分析」であり、3か月以内に「プロジェクト方向性を決定」している(IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>参照)。

- iv IFRS財団及びIASBウェブサイト上、IASBの作業計画は、2016年7月20日時点で更新されている(注iii参照)。
- v ESMA(2015)によると、本ガイドラインは、①2016年7月3日より発効され、②規制市場で取引される株式の発行体及び目論見書の責任を負う者に準拠を求めており、③目論見書又は規制情報(例えば、マネジメント・レポート)で開示されるAPMに適用され(財務諸表で開示されるAPMには適用されない。)、④目論見書及び規制情報に含まれるAPMの有用性と透明性の促進を目的とし、これに従うことでAPMの比較可能性・信頼性・包括性が改善されるとしている。また、APMは歴史的又は将来の財務業績・財政状態・キャッシュ・フローの財務指標であり、適用可能な財務報告フレームワークで定義付け又は特定されているもの以外であるとされ、その例として、営業

利益、キャッシュ利益(cash earnings)、一時的費用控除前利益(earnings before one-time charges)、EBITDA、純借入(net debt)などが含まれるとしている。

- vi IOSCO(2016)によると、本ステートメントは、①投資家や非GAAP財務指標の他の利用者にとって、明確かつ有用な開示を提供する際に発行体の助けとなり、かつ当該指標が誤解を招くように表示されるリスクの削減に役立つことを目的としており、②IFRS準拠財務諸表の発行体及びIFRS以外の財務報告フレームワーク準拠財務諸表の発行体が、財務諸表外で開示する非GAAP財務指標に適用され、③非GAAP財務指標は、プレス・リリースやMD&A・営業及び財務概況(OFR)などの報告書で表示されるものであり、基礎的利益(underlying earnings)、プロフォーマ利益、キャッシュ利益、調整後利益、非経常項目控除前利益などを含むとされる。
- vii IFRS Foundation(2015)によると、IFRS財団は、現行のIIRC等との協力形態の方が、IASBが業務の範囲を伝統的な財務報告の境界線外に広げるよりも適切なアプローチであると引き続き考えているとされ、この点に関してIASBが当該協力を通じて、幅広い企業報告における進展に積極的な役割を果たすべきであるか

が質問されていた。

参考文献:

- Berkshire Hathaway Inc., “Warren Buffett's Letters to Berkshire Shareholders,” 2013.
- European Securities and Markets Authority (ESMA), “Final Report :ESMA Guidelines on Alternative Performance Measures,” June 2015.
- Hans Hoogervorst, Chairman of the International Accounting Standards Board (IASB), “Better Communication,” IFRS Foundation Conference in Zurich, June 2016.
- International Accounting Standards Board (IASB), Staff Paper of Board Meeting, “Research Program,” July 2016.
- IFRS Foundation, Request for Views, “Trustees’ Review of Structure and Effectiveness: Issues for the Review,” July 2015.
- International Organization of Securities Commissions (IOSCO), “Final Report : Statement On NON-GAAP Financial Measures,” June 2016.
- 川西安喜, IASBの公開草案「実務記述書『財務諸表への重要性の適用』」会計・監査ジャーナル、No.726 Jan.2016